

白石市公告第56号

公募型プロポーザルに関する公告

白石市南・北保育園給食調理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年10月16日

白石市長 山田 裕一

1. 業務名

白石市南・北保育園給食調理業務

2. 業務及びプロポーザルの概要

白石市南保育園及び北保育園の2つの公立保育園の給食調理業務委託契約が、令和7年3月31日をもって契約期間満了となることから、引き続き豊富な経験と高い専門性をもつ事業者を選定することを目的に、広く事業者を募集し、提案された企画等を一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

4. 委託場所

白石市南保育園、白石市北保育園

5. 参加資格条件

給食調理等業務の受託にあたり、次の要件を満たしていること。

- (1) 白石市の競争入札参加者名簿に参加申込書提出時において登載されている事業者であること。
- (2) 仕様書の業務内容を確実に遂行出来、安定的かつ健全な経営能力を有していること。
- (3) 児童の発達段階や健康状態に応じた幼児食、乳児食、離乳食、除去食及び食物アレルギー等への配慮など、安全、衛生面及び栄養面等での質の確保が図られていること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく認定こども園の給食調理業務の受託実績を3年以上有していること。
- (5) 「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月10日児発第305号厚生省児童家庭局長通知）」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添、最終改正：平成29年6月16日生食発0616第1号）に基づく保育所給食調理業務及びそれに付随する業務が可能であり、栄養士及び調理員の資格を有する従事者の配置が可能であること。
- (6) 製造物責任法（平成6年法律第85条）第3条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 令和6年9月1日から起算して過去3年間、当該支店等が保育園給食業務又は学校給食業務において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合は、その取消しの日から起算して2年を経過していること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (11) 白石市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (12) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでないこととする。
- (13) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。
- (14) 上記の資格要件に適合する業務代行の保証人が得られること。

6. 手続き等

(1) 必要書類の配布

白石市南・北保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各様式等は、白石市ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領等を参照すること。

7. 連絡先

白石市教育委員会教育部こども未来課 幼保支援係

〒989-0292 白石市大手町1番1号

電話 0224-22-1363

FAX 0224-22-1316

E-mail: kodomomirai@city.shiroishi.miyagi.jp